

堺市難聴児特別補聴器等購入費等支給却下決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

堺 市 長



年 月 日付けで申請のあった特別補聴器等の購入費等の支給申請について、堺市難聴児特別補聴器等の購入等に要する費用の支給に関する要綱第6条第3項の規定により、支給を行わないことを決定したので通知します。

（理由）

- 両耳の聴カレベルが30デシベル未満であるため
- 第2条ただし書の規定に該当するため
- その他